【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き

1　お申込

・お申込に必要な書類をご準備いただき、最寄りの支店までご郵送ください。

（支店の住所などはこちら、支店の担当地域はこちら
ご郵送いただく前に記載漏れや書類の入れ忘れがないかを今一度ご確認ください。
ご確認にあたっては、「ご提出書類のチェックリスト」をご活用ください。）

※ 最寄りの支店に直接ご提出いただくこともできますが、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。
また、お申込及びご返済に関するご相談をご希望されるお客さまにつきまして、事前にご予約をお願いしています。
詳しくはこちらをご覧ください。

※ インターネット申込もご利用いただけます。

〔 お申込データ受付後、お申込に必要な書類をメールでご案内いたしますので、後日郵送等でご提出ください。〕

2　ご面談

・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
・営業状況等が分かる書類などをご準備いただきます。

3　ご融資

・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※一定の要件を満たす方については、別途中小企業基盤整備機構が行う特別利子補給制度の利子補給を受けることで、6,000万円を上限に当初３年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください。
※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。